

感染症を発症した場合の登園について

園においては、お子さんが感染症にかかった場合、本人の早期健康回復と、周囲の子どもたちへの感染を予防する為、登園を遠慮していただいております。

感染症にかかった場合、必ず医師の診断及び治療を受けられ、病気が治癒または他の子どもに感染する可能性がなくなりましたら、医師より下記の「登園許可書」に記入してもらい、園へ提出してからお子さんを登園させるようにしてください。

※ 病院によっては、下記の「登園許可書」を記入する際に、文書料が必要となる場合がありますので ご承知おきください。

専門医様

現在かかって感染症が治癒、または他の子どもに感染する可能性がなくなりましたら、該当児童保護者に「登園してよい」旨と、今後の生活の注意事項等をご指導いただき、さらに下記の「登園許可書」により、お知らせくださるようお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・キ リ ト リ・・・・・・・・・・・・・・・・

登園許可書

Fuji こどもの家バンビーノの森 殿

園児名 _____

上記の者、 _____ で通院治療中でしたが、

治癒 ・ 集団生活に支障がない状態 になったので 年 月 日

より登園可能と認めます。

その他・注意事項

_____ 平成 年 月 日

病 院 名

医 師

印